

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光立県の実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

【説明】

本条から第8条までは、観光立県の実現に関する取組を行っていくために、各主体がどのような責務、役割を担っていくべきかについて規定しています。

本条では、県の責務について規定しています。

オール千葉県での取組を進めるためには、県内各地域で多様な主体による自発的な取組や、地域・分野を越えた連携などを促進させる必要があります。これらの取組が活発に展開されるよう、県においても、観光立県の実現に向けた施策を、部局横断的に連携して総合的に策定し、実施することを規定しています。